

# 社会福祉法人 東大寺福祉事業団定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人は華厳宗立宗の本義に則り、療育・援護又は厚生  
の措置を要する者に対し、その独立心をそこなうことなく、正常な社会人と  
して生活することができるように援助することを目的として次の社会福祉事  
業を行なう。

#### ① 第一種社会福祉事業

児童福祉法に規定する障害児入所施設を経営する事業

医療型障害児入所施設東大寺整肢園及び東大寺光明園の設置経営

#### ② 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 相談支援事業の経営

(ハ) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を経営する事業

### (名称)

第2条 この社会福祉法人は社会福祉法人東大寺福祉事業団という。

### (事務所の所在地)

第3条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)の事務所を奈良県奈良  
市雑司町406番地の1 東大寺本坊内に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の数)

第4条 この法人には次の役員を置く。

① 理事 12名

② 監事 2名

2 理事のうち1人は、理事の互選により理事長となる。

3 理事長のみが、この法人を代表する。

4 役員を選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係が  
ある者が理事のうち1名をこえて含まれてはならず、監事のうちこれら  
の者が含まれてはならない。

### (理事会)

第5条 この法人の業務の決定は理事を以って組織する理事会によって行な  
う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを召集する。

- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 4 理事長は理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の召集を請求された場合には、その請求があった日から1週間以内にこれを召集しなければならない。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成しこれに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第6条 理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益に相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(理事の委嘱)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

(監事の選任)

第8条 監事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(監事による監査)

第8条の2 監事は理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び奈良市長に報告するものとする。
- 3 監事は前項に定める他、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。



(職員)

第10条 この法人に職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第11条 評議員会は27名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が召集する。

3 評議員会に議長を置く。

4 議長は、そのつど評議員の互選で定める。

5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集しなければならない。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員において選任した評議員2名は評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(評議員会の権限)

第12条 評議員会は次に掲げる事項を審議する。

① 予算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

② 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

③ 定款の変更

④ 合併

⑤ 解散(合併又は破産の場合を除く。以下この条において同じ。)

⑥ 解散した場合における残余財産の帰属者の選定。

⑦ 寄附金品の募集に関する事項

⑧ 施設長の任免その他の重要な人事。

⑨ 法人の運営に関する規則の制定及び変更

⑩ 施設の運営に関する規則の制定及び変更。

⑪ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

(同前)

- 第13条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べもしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

- 第14条 評議員は、社会福祉事業に関心をもち、または学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て理事長がこれを委嘱する。
- 2 評議員の委嘱にあたっては各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名をこえて含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第15条 評議員の任期は2年とする。ただし補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は再任されることができる。

#### 第4章 総裁・顧問及び参与

(総裁)

- 第16条 この法人に総裁を置くことができる。
- 2 総裁は、理事会の同意を得て理事長が推戴する。

(顧問及び参与)

- 第17条 この法人に顧問及び参与若干名を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問はこの法人の運営に関し理事長の諮問に応える。
- 4 参与はこの法人の運営に参加する。
- 5 顧問及び参与は、理事会又は評議員会に出席して意見を述べることができる。

#### 第5章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。



- ① 奈良県奈良市水門町 9 8 番地所在の鉄筋コンクリート造瓦葺  
地下 1 階付 2 階建 本館診療管理棟 1 棟 8 6 4 m<sup>2</sup>
- ② 奈良県奈良市雑司町 4 0 6 番地の 1 所在の鉄筋コンクリート造  
瓦葺地下 1 階付平家建 第 1 病棟 1 棟 1, 3 4 4. 0 5 m<sup>2</sup>
- ③ 奈良県奈良市水門町 7 4 番地 5 所在の鉄筋コンクリート造  
かわらぶき地下 1 階付 2 階建 第 2 病棟 1, 8 4 3. 4 0 m<sup>2</sup>
- ④ 奈良県奈良市水門町 7 4 番地の 5・9 8 番地所在の鉄筋コンクリート瓦  
葺地下 1 階付平屋建 第 3 病棟 1 棟 1, 0 0 1. 7 0 m<sup>2</sup>
- ⑤ 奈良県奈良市水門町 7 4 番地の 5 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺平家建  
療育棟 1 棟 3 1 2. 0 0 m<sup>2</sup>

3 運用財産は基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 26 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する  
財産とする。

5 基本財産に指定されて寄付された金品は、すみやかに第 2 項に掲げるため  
必要な手続きをとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第 19 条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数  
の 3 分の 2 以上の同意を得て、奈良市長の承認を得なければならない。

ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には  
奈良市長の承認は必要としない。

#### (資産の管理)

第 20 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、  
または確実な有価証券に換えて保管する。

#### (特別会計)

第 21 条 この法人は特別会計を設けることができる。

#### (予算)

第 22 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理  
事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

#### (決算)

第 23 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、  
毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し監事の監査を経てから理  
事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、  
社会福祉法人東大寺福祉事業団事務所において閲覧させるものとする。

3 会計の決算上、繰越金を生じたときは次会計年度に繰り越すものとする。  
ただし必要な場合には、その全部または一部を基本財産に編入することが

できる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第24条の2 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第25条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第6章 公益を目的とする事業

(種別)

第26条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行なう。

- (1)日中一時支援事業
- (2)病院事業
- (3)在宅児の家族支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第27条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第7章 解散及び合併

(解散)

第28条 この法人は社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第30条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て奈良市長の認可を受けなければならない。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第31条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て奈良市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を奈良市長に届出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第32条 この法人の公告は、社会福祉法人東大寺福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報または新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第33条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただしこの法人の成立後遅滞なくこの定款に基き役員を選任を行なうものとする。

|     |     |    |
|-----|-----|----|
| 理事長 | 筒井  | 英俊 |
| 理事  | 狭川  | 明俊 |
| 理事  | 橋村  | 英祐 |
| 理事  | 橋本  | 聖準 |
| 理事  | 上野  | 澄園 |
| 理事  | 上司  | 海雲 |
| 理事  | 中井  | 慎一 |
| 監事  | 北河原 | 公海 |
| 監事  | 植村  | 武一 |